■ 中央市まちづくりアクションプラン行動計画　進捗管理一覧表（令和７年度取り組み状況）

【基盤整備戦略】

シート	No.	担当課	担当	分野	重点的に展開する施策	具体的な取り組み	取り組み内容	現状と課題 (令和8年3月末時点)	進捗状況	ロードマップ ファーストステップ【3年以内】 令和6年度	令和7年度	令和8年度	セカンドステップ 【リニア開業まで】	サードステップ 【リニア開業後】	令和7年度 実施内容及び今後の問題点	令和8年度の実施予定
基①	16 17	上下水道課	水道担当	基盤整備戦略	強靭・持続・安全な上下水道事業の推進	中央市新水道ビジョンの改定	・水道事業経営の基本方針と将来像を見据えた事業計画などの策定：① ・水利用に対応するための配水体制の整備：②	①令和9年度内に「市新水道ビジョン」を改定するための準備を進める必要がある。 ②リバーサイド配水場（上水道事業）並びに関原浄水場（簡易水道事業）の更新を行う。	①「市水道事業経営戦略」については、令和7年3月に改定した。「市新水道ビジョン」については、今後の事業計画及び財政計画について検討をしている。 ②現在、2つの大型施設建設発注が終わり、令和9年度末の供用開始に向けて、工事を進めている。	①経営戦略改定 ②詳細設計	→ →	②配水場並びに浄水場建設工事			事業を進めているが、物価高による工事費の増加と金利高による、借入金利息が嵩み、適切な利益を得ることが難しくなっている。	水道事業の安定した事業運営のために、料金改定を検討していく。
基②	18	上下水道課	下水道担当	基盤整備戦略	強靭・持続・安全な上下水道事業の推進	市街化調整区域の汚水処理方法の検討	公共下水道、合併処理浄化槽などの適切な汚水処理方法の検討と整備の促進	快適で魅力ある住環境とするため、適正な生活排水処理を行う必要がある。また、市街化調整区域における開発基準を条例化したことにより、開発に伴う汚水処理方法の相談件数が増加している。	公共下水道事業は、先行して市街化区域の重点整備を実施し、現在の事業計画の完了年度（令和11年度）を目標に整備を進めている。	①開発需要に応じた相談、検討、指導	→	→	→		補助金の交付額が減少しているが、限られた財源の中、効率的に事業を進めた。人件費や物価上昇による工事費の増加に伴い厳しい状況になっていくことが考えられる。	国や県からの交付金等を活用し、引き続き市街化区域の工事を進める。 また、開発需要に応じた相談、検討、指導を行い、水洗化を推進していく。
基③	10 11	まちづくり推進課	都市計画担当	基盤整備戦略	計画的な市街地整備の推進	地域特性に応じた開発手法の検討	・地区計画、土地区画整理事業、地域未来投資促進法などによる計画的な市街地整備の検討：① ・地区計画のガイドライン（運用要綱）の策定：②	市街化調整区域内において、必要な開発や土地利用を計画的かつ適切に誘導するためには、地区計画の導入が有効な手法と考える。	市街化調整区域における地区計画のガイドライン（運用要綱）の策定準備を進めている。	①開発エリア・手法の検討 ②地区計画ガイドラインの策定	→ →	→	⇢	⇢	市街化調整区域における地区計画のガイドライン（運用要綱）（案）を作成している。	市街化調整区域における地区計画のガイドライン（運用要綱）の策定を行う。
基④	12 13	まちづくり推進課	都市計画担当	基盤整備戦略	計画的な市街地整備の推進	用途地域などの見直し検討	・地域や事業者のニーズにあった適切な用途地域への見直しの検討 ・農振農用地区域について、農地種別や耕作状況、開発計画などに応じて開発の可能性の検討	検討ゾーンの土地利用形態は住宅等の建物が点在しておらず、農地として利用されていることから、用途地域などの見直しは慎重に検討する必要がある。	開発の見通しが明らかになっていない段階であり、具体的に用途地域などの見直しはされていない。	開発需要に応じた用途地域などの見直しの検討	→	→	⇢	⇢	他自治体の用途地域見直し事例等の情報収集	用途地域などの見直しの手続きの準備を行う。
基⑤	14 15	まちづくり推進課	都市計画担当	基盤整備戦略	計画的な市街地整備の推進	市街化調整区域内既存集落地の適正な土地利用の誘導	・都市計画法第34条に基づく条例の要件などの概要説明の作成：① ・都市計画法第34条に基づく条例の活用：②	都市計画法第34条第11号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例（令和6年5月1日施行）を運用し、施行に合わせて「解説及び運用基準」を、市HPでの公表、窓口での案内に活用している。 要件などに関する問い合わせが多いため、今後も継続して周知する必要がある。	・条例を令和6年5月から運用開始。 ・条例の要件などの概要を記載した「解説及び運用基準」を活用している。	①概要説明の作成 ②都市計画法第34条に基づく条例の運用	→ →	→	→		条例の運用及び要件などを記載した「解説及び運用基準」を活用し、案内を実施。 まちづくりの進捗に応じて、適宜条例の見直しを検討していく。	条例の運用及び要件などに関する周知を継続して実施する。